

二十三	別表十四(二) 付表一	公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書
二十四	別表十四(四)	新株予約権に関する明細書
二十五	別表十四(六)	完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書
二十六	別表十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書
二十七	別表十六(九)	特別償却準備金の損金算入に関する明細書
二十八	別表十七(一) 付表	国外支配株主等及び特定債券現先取引等に関する明細書
二十九	別表十七(二) 付表二	控除対象受取利子等合計額の計算に関する明細書
三十	別表十七(二) 付表三	超過利子額の損金算入に関する明細書
三十一	別表十七(四)	国外関連者に関する明細書

○国税庁告示第十三号

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五号第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件(平成三十年国税庁告示第五号)の一部を次のように改正し、令和七年六月十六日から適用する。

令和七年六月十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

国税庁長官 奥 達雄

改正後	改正前
<p>国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第五号第三項第四号に規定する添付書面等は、同条第一項の申請等(以下「申請等」という。)を行う者が同項の規定により同項に規定する申請書面等記載事項を入力して送信する方法により次に掲げる申請等を行う場合における当該申請等に係る同条第三項に規定する添付書面等とする。</p> <p>一 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十号に規定する中間申告書、同条第三十一号に規定する確定申告書若しくは同条第三十一号の二に規定する国際最低課税額確定申告書又はこれらの申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書(以下「修正申告書」という。)の提出</p>	<p>〔同上〕</p> <p>一 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十号に規定する中間申告書若しくは同条第三十一号に規定する確定申告書又はこれらの申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書(以下「修正申告書」という。)の提出</p>

<p>二 地方税法(平成二十六年法律第十一号)第二条第十四号に規定する地方方法人税中間申告書、同条第十五号に規定する地方法人税確定申告書若しくは第二十条の四第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。)又はこれらの申告書に係る修正申告書の提出</p> <p>〔三 略〕</p>	<p>二 地方税法(平成二十六年法律第十一号)第二条第十四号に規定する地方方法人税中間申告書若しくは同条第十五号に規定する地方法人税確定申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書の提出</p> <p>〔三 同上〕</p>
--	---

備考 表中の「一」の記載は注記である。

○厚生労働省告示第七十八号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令(平成二十六年政令第二百七十八号)第一条第二号の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき感染症の予防のために必要なものとして厚生労働大臣が定める核酸等を次のように定め、告示の日から適用する。

令和七年六月十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令(平成二十六年政令第二百七十八号)第一条第二号の規定に基づき感染症の予防のために必要なものとして厚生労働大臣が定める核酸等は、次に掲げる感染症の予防のために用いるものであって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第十四条の三第一項第二号に規定する外国において、販売し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められているものとする。

- 一 エボラ出血熱
- 二 コレラ
- 三 チクングニア熱
- 四 デング熱

その他の告示

○外務省告示第二百八号

令和七年四月二十八日にナイロビで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
- 2 贈与の限度額 二億五千八百万円
- 3 贈与の供与期限 令和十四年十二月三十一日
- 4 署名者

日本側 松浦博司在ケニア大使

ケニア側 ジョン・ンバディ・ンゴンゴ財務・経済計画長官

令和七年六月十一日

外務大臣 岩屋 毅